

被災された皆さまの生活再建に向けて（目次）

No.	種 別	項 目	ページ
1	証明書	り災証明書の発行	1
2	住まい	公営住宅などの空室提供	1
3	住まい	民間賃貸住宅借り上げ事業（みなし仮設住宅）	2
4	住まい	応急仮設住宅の入居申し込みなど	2
5	住まい	被災住宅の応急修理	3
6	融 資	住宅金融支援機構の災害復旧住宅融資など	3
7	生活支援	被災者生活再建支援制度	4
8	生活支援	損壊家屋の解体・撤去	5
9	弔慰金・見舞金	日本財団による弔慰金および住宅損壊見舞金の支給	5
10	弔慰金・見舞金	災害弔慰金・災害見舞金の支給	6
11	貸 付	災害援護資金の貸し付け	7
12	環 境	地震による災害ごみについて	7
13	生 活	水道料金および下水道使用料の減免など	8
14	年 金	国民年金保険料の免除	8
15	年 金	学生の国民年金保険料納付特例	8
16	介護保険	介護保険料の徴収猶予	9
17	介護保険	介護保険料の減免	9
18	介護保険	介護保険サービス利用料の免除	10
19	保育料	保育所など保育料の減免	10
20	障がい福祉	障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	11
21	障がい福祉	福祉用具の再給付	11
22	教 育	教科書および学用品の支給	12
23	相 談	熊本地震に関する相談	12
24	人材派遣	災害ボランティアの派遣	12
25	情報発信	町情報の発信（当面の発信媒体）	13

政府からのお知らせです。 政府広報

平成28年熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
このお知らせを切り取って〈保存〉したり、〈見やすい場所に貼る〉などして、周りの方にもお伝えください。

手続

- 各種手続きに「罹災証明書」が必要となる場合があります。

「罹災証明書」は、地震による家屋の被害の程度等を証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種融資の申請、共済金の支払請求等に必要となる場合があります。なお、生命保険・損害保険の保険金等の請求にあたって「罹災証明書」は原則不要です。

- 発行窓口は、各市区町村です。
- 被害状況の写真が必要となる場合があります。
- 必要な書類が異なる場合があります。
- 詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

※証明書の発行にお時間をいただく場合があります。

- 土地・建物の権利証を紛失しても権利を失うことはありません。

土地・建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失しても「土地・建物の所有権等の権利」を失うことはありません。ご不明な点がありましたらご相談ください。

熊本地方法務局 **096-364-2145** 音声ガイダンス番号 2-1-2
受付:平日の8:30~17:15

！がれきの撤去など、復旧作業を行う際はご注意ください。
境界標(コンクリート杭や金属釘など)や、塀や石垣などの基礎部分、側溝などは、土地の境界を特定するために役立つものです。復旧作業を行う際は、可能な限りこれらを保存するようにしてください。

生活支援

- 熊本県内からの行政に関するお問い合わせや相談を受け付けています。


0120-110-430 } 熊本県全域からかけられます (IP電話は除く、通話料無料)
0120-176-110 } 熊本市(熊本行政評価事務所)で専用
 熊本市(九州管区行政評価局)で専用
 ※IP電話の方やフリーダイヤルを利用できない方は、ナビダイヤル(0570-090110)をご利用ください。
 受付:8:30~17:15(当分の間は土日・祝日も受け付けます)
 ※曜日、インターネットによる相談も受け付けています。URLは下記から検索してください。

「平成28年熊本地震 被災者の皆様への生活支援」から、「罹災証明書」の受付状況などや支援金、住宅・宿泊施設、免許証の再発行手続などの情報をご覧になれます(適宜更新)。

熊本行政評価事務所 **検索**

注意

- 悪質商法や詐欺にご注意ください。

「屋根が壊れている、と強引に修理を勧誘する業者がいる」「社会福祉関係団体を名乗り、義援金の訪問集金を行うという電話があった」など、震災に便乗した悪質な勧誘行為や詐欺行為等が発生しています。お困りの際は、ご相談ください。

熊本地震消費者トラブル110番  **0120-7934-48** ※事業者とのトラブルもご相談ください。
受付:土日・祝日含む10:00~16:00(通話料無料)

消費者ホットライン **188** 警察相談専用電話 **#9110**

- 空き巣にご注意ください。

不在の自宅や店舗等に空き巣等が発生しています。防犯対策を心がけてください。

- ☑ 避難または留守にするときは貴重品を持ち出しましょう
- ☑ 短時間の留守でも鍵をかけましょう

※ただし災害時に緊急避難をする際には、身を守ることを第一に行動してください。

※ 問合せ窓口の受付時間は、変更になる場合があります。

このお知らせなどの情報をまとめた電子書籍もご覧いただけます。



首相官邸ホームページ
熊本地震被災者の皆さまへ 政府広報情報
官邸応援情報 **検索**

ツイッターでも最新情報をお届けします。



熊本地震被災者の皆さまへ
政府広報情報
@kantei_hisai

ラジオで「被災者応援情報」を放送中

熊本放送	月~金 16:40~16:45	FM熊本	月~日 21:55~22:00	エフエムやつしろ	月~金 11:30~11:35
	土 11:20~11:25	熊本シティFM	月~土 9:30~9:35		土日 11:00~11:05
	日 11:45~11:50		日 8:55~9:00	エフエム小国	月~日 9:55~10:00

※放送時間は番組編成の都合上、多少前後することがあります。あらかじめご了承ください。

※お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいただけますよう、お願いいたします。

政府からのお知らせです。



このお知らせを切り取って<保存>したり、<見やすい場所に貼る>などして、周りの方にもお伝えください。

¥ お金

● 金融庁相談ダイヤルをご活用ください。

「手元に通帳・カードが無い」「借入れに関して相談したい」「地震保険について聞きたい」など、金融機関等との取引に関することでお悩みのときはご相談ください。

**金融庁
相談ダイヤル**

0120-156-811 (IP電話は除く、通話料無料)
03-5251-6813
受付:平日の10:00~17:00

ファクシミリ(03-3506-6699)、
メール(28kumamoto@fsa.go.jp)でも受け付けています。

● 年金保険料の免除や猶予があります。

- 災害により、財産に相当な損害を受けて保険料を納付することができないときは、国民年金保険料支払いの免除(全部または一部)を受けることができます。
- 厚生年金保険料については、熊本県内の事業所は納期限が延長されています。熊本県外の事業所で災害を受けて保険料を一時に納付することができない場合は、申請により納付の猶予を受けることができます。

**被災者専用
相談
フリーダイヤル**

0120-558-656 (通話料無料)
受付:土日・祝日含む 8:30~17:30 (月曜のみ19:00まで)

*国民年金や厚生年金の適用、
保険料・徴収・年金給付に関するご相談を受け付けております。

● 労災保険による給付を受けられます。

- 最寄りの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。
- 労働者の方が「仕事中」や「通勤中」に被災した場合、労災保険による給付を受けられます。
 - 請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられなくても請求書は受け付けています。
 - 健康管理手帳を提示できなくても、アフターケアを受診することができます。
 - 労災年金等の預金通帳・証書・届出印等を紛失した場合でも支払いを行います。
- ※労災年金証書を紛失した場合、年金証書の再発行を受けることができます。

熊本地震に伴う震災関連相談窓口を開設しています。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

熊本労働局 **096-352-3865** 受付:平日の8:30~17:15
雇用環境・均等室

または、最寄りの労働基準監督署へ **熊本労働局** **検索**

● 住宅に被害を受けられた方に対する、災害復興住宅融資制度があります。

0120-086-353 (通話料無料)
048-615-0420
受付:土日含む 9:00~17:00(祝日・年末年始を除きます)

※熊本センター(熊本県熊本市)に現地相談窓口を設置しております。
面談による相談等をご希望の場合は、お客さまコールセンターまでお問い合わせください。

● 住宅金融支援機構の融資をご返済中の方へ。

住宅金融支援機構から融資(フラット35・旧住宅金融公庫融資を含みます)を受け、現在返済中の方、今後のご返済に関するご相談は、ご利用中の金融機関の窓口にご相談ください。

・特約火災保険に付帯された地震保険のお支払いに関するお問い合わせ

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 **0120-727-110** (通話料無料)
事故サポートセンター
受付:24時間365日受け付けています。

● 地震保険に関するお問い合わせ先です。

損害保険各社では、地震保険をご契約されている建物または家財について損害を調査し、損害の程度に応じて保険金をお支払いいたします。

日本損害保険協会 **0570-022808** (IP電話は除く)
相談窓口
そんばADRセンター
092-235-1761
受付:平日の9:15~17:00(当面は、土日・祝日も受け付けます)

自然災害損保 **0570-001830** (IP電話は除く)
契約照会センター
03-6836-1003
受付:平日の9:15~17:00(当面は、土日・祝日も受け付けます)

● 各生命保険会社の特別措置があります。

- 保険料の払込みは、契約者からのお申し出により最長6カ月間の延長が可能です。
 - 保険金や給付金、貸付金などは、必要書類を一部省略することにより、迅速にお支払いします。
 - 保険金の支払いに際して、今回は地震による免責条項等を適用せず、災害関係保険金・給付金の全額をお支払いします。
- ※詳しくは、ご契約されている各生命保険会社にお問い合わせください。
- ※熊本県で被災された方が、家屋の焼失等により生命保険契約に関する手がかりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合は、被災された方のご家族(配偶者、親、子、兄弟姉妹)が生命保険契約の有無を照会することができます。詳しくは、生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」フリーダイヤル0120-001731(受付:平日の9:00~17:00)まで。

※問合せ窓口の受付時間は、変更になる場合があります。

このお知らせなどの情報を
まとめた電子書籍もご覧いただけます。



首相官邸ホームページ
熊本地震被災者の皆さまへ 政府広報情報 **政府広報情報** **検索**

ツイッターでも
最新情報をお届けします。



熊本地震被災者の皆さまへ 政府広報情報 @kantei_hisai

ラジオで「被災者応援情報」を放送中

熊本放送 : 月~金 16:40~16:45
 : 土 11:20~11:25
 : 日 11:45~11:50

FM熊本 : 月~日 21:55~22:00
熊本シティFM : 月~土 9:30~9:35
 : 日 8:55~9:00

エフエムつつし : 月~金 11:30~11:35
 : 土 11:00~11:05
エフエム小国 : 月~日 9:55~10:00

※放送時間は番組編成の都合上、多少前後することがあります。あらかじめご了承ください。

* お近くにも目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいただけますよう、お願いいたします。

り災証明書の発行

熊本地震に伴う「り災証明書」の発行につきましては、5月下旬から発行できるよう現在準備中です。日程、場所などは近日中にお知らせします。

【被害認定区分】

「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」

【手続き】

- ・建物被害認定調査が終了した家屋について発行します。
- ・家屋の被害状況確認のために行った建物被害認定調査の「調査済証」をご持参ください。

【問い合わせ先】

益城町被害認定調査・り災証明チーム ☎ 096-289-2911

公営住宅などの空室提供

熊本地震により被災された方に、公営住宅などの一時的な提供を行います。入居資格などにつきましては、それぞれの連絡先にお問い合わせください。

◆公営住宅などの無償提供

①県営住宅

熊本地震により被災された方に対し、県営住宅を無償で提供する自治体があります。

②市町村営住宅

県内各市町村で受け入れを行っている自治体があります。

③県外の公営住宅

県外の公営住宅でも受け入れを行っている自治体があります。

④公務員住宅

公務員住宅(国家公務員・県職員・教職員)を一時的に提供しています。

【受付期限】

5月17日(火)まで

【入居期間】

原則6か月以内

【問い合わせ先】

熊本県住宅課管理班 ☎ 096-333-2550

◆雇用促進住宅の提供

【対象となる方】

熊本県内に住宅を有し、熊本地震により住宅に居住できなくなった方

【問い合わせ先】

一般財団法人S K総合住宅サービス協会九州支所 ☎ 092-534-1600

◆UR賃貸住宅の提供

【対象となる方】

熊本地震によって、住宅が全壊または半壊などの被害を受け、現に居住が困難となった方

【問い合わせ先】

UR福岡営業センター ☎ 0120-555-795、092-722-1101

3 民間賃貸住宅借り上げ事業(みなし仮設住宅)

住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供し、一時的な居住の安定を図ります。

【対象となる人】

以下の全ての要件を満たす方

①り災証明書で全壊または大規模半壊の認定を受け、居住する住家がない方であって、自らの資力では住宅を得ることができない方

②応急仮設住宅および住宅応急修理制度を利用しないこと

【入居期間】

最長2年

【申込方法】

益城町(中央)公民館1階ロビーで関係書類(申込書など)を受け取って下さい。

【問い合わせ先】

益城町住まい支援チーム ☎ 096-289-1480

4 応急仮設住宅の入居申し込みなど

住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、簡単な住宅を仮設し、一時的な住居の安定を図るものです。

【対象となる方】

以下の全ての要件を満たす方

①り災証明書で全壊または大規模半壊の認定を受け、居住する住家がない方であって、自らの資力では住宅を得ることができない方

②民間賃貸住宅借り上げ事業および住宅応急修理制度を利用しないこと

【建設場所】

津森町民グラウンド(田原地内)、飯野町民グラウンド(赤井地内)

広安町民第一グラウンド(広崎地内)

※他の場所にも建設を計画しております。決まりましたら、別途お知らせします。

【供与期間】

建築工事が完了した日から2年以内

【費用負担】

家賃は無料、光熱水費などは自己負担

【申込期間】

決まりましたら、別途お知らせします。

【入居開始】

決まりましたら、別途お知らせします。

【問い合わせ先】

益城町住まい支援チーム ☎ 096-289-1480

5 被災住宅の応急修理

熊本地震により住宅が被害を受け、り災証明書により半壊または大規模半壊と判定された住宅を応急修理する場合に、町が業者に委託して一定の範囲内で修理を行うものです。

【対象となる方】

以下の要件をすべて満たす方(世帯)が対象となります。

- ①災害により住宅が、半壊または大規模半壊の被害を受けたこと
※全壊の場合でも、応急修理をすることにより居住が可能となる場合は対象となります。
- ②災害救助法に基づく応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む)を利用しないこと
- ③自ら修理する資力のないこと(収入限度あり)

【支援内容】

住宅の応急修理のため支出できる費用は、1世帯あたり57万6千円(限度額)

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなします。

【対象となる修理】

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根などの基本部分、ドアなどの開口部、上下水道などの配管・配線、トイレなどの衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所

【必要書類】

・ 応急修理申込書 ・ 世帯全員分の住民票 ・ 世帯全員分の所得証明書 ・ り災証明書

【受付期間】

平成28年5月下旬から

【受付窓口】

決まり次第お知らせします。

※応急修理申込書の提出は、指定業者を含む委託業者を予定しています。

【問い合わせ先】

益城町住まい支援チーム ☎ 096-289-1480

6 住宅金融支援機構の災害復旧住宅融資など

熊本地震によって被災された方に対する住宅金融支援機構からのお知らせです。

◆災害復興住宅融資について

【相談窓口】

機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル) ☎ 0120-086-353(通話料無料)

【受付時間】

9:00～17:00(土曜日および日曜日も実施)

※熊本センター(熊本市)に現地相談窓口が設置されています。面談による相談などをご希望の場合は、上記お客さまコールセンターまで問い合わせください。

◆ご返済について

住宅金融支援機構から融資(フラット 35、旧住宅金融公庫融資を含みます)を受けて、現在ご返済中の方に対しては、今後のご返済についてご相談ができます。ご利用中の金融機関の窓口にご相談ください。

◆地震保険について

①住宅金融支援機構の特約火災保険に併せて特約地震保険をご契約の方

今回の地震を原因とする火災・損壊・埋没などによって被害を受けられた方は、次の幹事保険会社まで直接連絡してください。

【問い合わせ先】

損害保険ジャパン日本興亜(株)事故サポートセンター(24 時間、365 日受け付け)

☎ 0120-727-110

②①以外の火災保険などに併せて地震保険をご契約の方

お客さまがご契約されている保険会社などへ直接連絡してください。

7 被災者生活再建支援制度

地震による住宅が全壊または大規模半壊の被害を受けられた方に生活再建の支援金を支給します。

【対象となる方】

①住宅が全壊の被害を受けられた方

②住宅が半壊の被害を受け、当該住宅の補修費などが著しく高額となること、その他やむを得ない事由により解体される方(全壊扱いとなります)

③住宅が大規模半壊の被害を受けられた方

【内容】

支給金の支給額は、以下の 2 つの支給金の合計額となります。

①住宅の被害程度に応じて支給する支給金 (基礎支援金)

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計①+②
複数員世帯	全壊世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
			補修	100 万円	200 万円
			賃貸	50 万円	150 万円
	大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
			補修	100 万円	150 万円
			賃貸	50 万円	100 万円
単身世帯	全壊世帯	75 万円	建設・購入	150 万円	225 万円
			補修	75 万円	150 万円
			賃貸	37.5 万円	112.5 万円
	大規模半壊世帯	37.5 万円	建設・購入	150 万円	187.5 万円
			補修	75 万円	112.5 万円
			賃貸	37.5 万円	75 万円

【申請期限】

- ①基礎支援金：災害のあった日から、13 か月の間
- ②加算支援金：災害のあった日から、37 か月の間

【手続き】

申請に必要な書類は、被害の状況に応じて異なります。

区分、必要書類		全壊	全壊		大規模半壊
			半壊により解体	敷地被害により解体	
基礎支援金	①り災証明書(原本)	○	○	○	○
	②滅失登記簿謄本		○	○	
	@ 敷地被害証明書類			○	
	③住民票	○	○	○	○
	@④預金通帳の写し	○	○	○	○
加算支援金	@⑤契約書などの写し	○	○	○	○

※「半壊」または「大規模半壊」のり災証明書を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い費用がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、そのことを証明する法務局発行の「滅失登記簿謄本」が必要です。敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類(宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など)が必要です。

【問い合わせ先】

役場福祉課 ☎ 096-286-3115

損壊家屋の解体・撤去

熊本地震により損壊した家屋について、所有者の同意に基づき町が解体・撤去を行います。

【対象となる方】

り災証明書で全壊、大規模半壊および半壊の認定を受けた家屋の所有者

【費用負担】

損壊家屋の解体撤去に要する経費は、公費で負担

※解体後の新築費、被災した建物の修繕・リフォームの費用は対象外(所有者負担)

※その他詳細については、決定次第お知らせします。

【問い合わせ先】

役場住民生活課 ☎ 096-286-3112

日本財団による住宅損壊見舞金および弔慰金の支給

◆弔慰金

熊本地震により亡くなられた方および行方不明者の遺族・親族に対して弔慰金を支給します。

※本制度は熊本県と日本財団との緊急支援に関する合意書の締結に基づく制度になります。

【対象となる方】

- ①熊本地震により亡くなられた方(関連死も含む)の遺族・親族

②熊本地震による行方不明者の遺族・親族

【内容】

亡くなられた方、行方不明者1人当たり10万円を支給します。

【問い合わせ先】

日本財団災害復興支援センター熊本支部 ☎ 070-3623-9611

◆住宅損壊見舞金

熊本地震により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、「見舞金」を支給し、生活の再建を支援します。

※本制度は熊本県と日本財団との緊急支援に関する合意書の締結に基づく制度になります。

【対象となる方】

①住宅が「全壊」した世帯

②住宅が「大規模半壊」した世帯

※貸家やアパートなどの賃貸住宅に居住の場合も対象になります。

※住宅の「半壊」「一部損壊」した世帯に関しては、対象となりません。

※非住家や事業所は対象となりません。

【内容】

家屋が損壊した世帯に対し、一世帯あたり20万円の見舞金を支給します。

【問い合わせ先】

役場福祉課 ☎ 096-286-3115

10 災害弔慰金・災害見舞金の支給

◆災害弔慰金

地震によりお亡くなりになったとき、その遺族に対して弔慰金を支給します。

【対象となる方】

熊本地震により亡くなった方のご遺族

【内容】

・亡くなった方が生計維持者 500万円

・生計維持者以外 250万円

【問い合わせ先】

役場福祉課 ☎ 096-286-3115

◆災害見舞金

地震により心身に障害を受けたときなど、災害見舞金を支給します。

【対象となる方】

熊本地震により重度の障がいを受けた方。

【内容】

・重度の障がいを受けた生計維持者 250万円

・重度の障がいを受けたその他の方 125万円

※医師による診断書が必要です。

【問い合わせ先】

役場福祉課 ☎ 096-286-3115

11 災害援護資金の貸し付け

地震により住居や家財に損害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。

【対象となる方】

世帯主が負傷または住居(半壊または全壊)、家財に被害を受けた方

【所得制限】

世帯人員／市町村民税における前年の総所得金額

- ・ 1人／220万円
- ・ 2人／430万円
- ・ 3人／620万円
- ・ 4人／730万円
- ・ 5人以上／1人増すごとに、730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円となります。

【内容】

被災の状況などに応じて、下記のとおり内容が異なります。

貸付区分		貸付限度額
(1) 世帯主が負傷した場合 (療養に1か月以上かかること)	(ア) 家財、住居とも損害がない場合	150万円
	(イ) 家財の損害が1／3以上	250万円
	(ウ) 住居が半壊した場合(※)	270万円
	(エ) 住居が全壊した場合	350万円
(2) 世帯主が負傷しなかった場合 (療養に約1か月かからない場合も含む)	(ア) 家財の損害が1／3以上	150万円
	(イ) 住居が半壊した場合(※)	170万円
	(ウ) 住居が全壊した場合((エ)の場合除く)(※)	250万円
	(エ) 住居の全体が滅失など	350万円

※被災住居を立て直す際に、残存部分を取り崩さざるをえないなど特別の事情がある場合は、引き上げられます。

※連帯保証人が必要です。

【貸付条件】

利率：年3% (据置期間中は無利子)

償還期間：10年 (据置期間含む)

据置期間：3年 (特別の場合5年)

【問い合わせ先】

役場福祉課 ☎ 096-286-3115

12 地震による災害ごみについて

災害ごみについては、仮置き場を設置し受け入れています。

【受け入れ日時】

水・木・土・日曜日 9:00～15:00に並ばれた車両

※受け入れ時にご住所などの確認をさせていただきます。

【場所】

旧益城中央小学校跡地

【分別区分】

搬入については、次により分別してください。

- ①木(家具) ②木(柱) ③畳・布団 ④家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)
⑤その他家電(電子レンジなど) ⑥コンクリートくず ⑦瓦 ⑧金属ごみ
⑨ガラス・陶磁器

※取り扱えないもの

- ・ガソリンや石油など危険物、農薬など取扱困難物
- ・土砂、石綿含有物
- ・解体業者による解体ごみなど

※災害がれきをごみステーションに出さないでください。

※通常の可・不燃ごみは、ごみステーションへ出してください。

【問い合わせ先】

役場住民生活課 ☎ 096-286-3112

13 水道料金および下水道使用料の減免など

熊本地震の発生により長期にわたる断水や水圧低下、濁水などが発生したため、上下水道の4月使用料(4月上旬検針～5月中旬検針分)については、免除します。なお、5月検針分については、通常どおりの料金となります。

※今回の地震での家屋被害により、上水道や井戸水の使用ができなくなったお宅については、早めに閉栓届の連絡を行ってください。

※上下水道料金のお支払いが、指定する期間に困難な場合は下記までご相談ください。

【問い合わせ先】

益城町水道センター ☎ 096-286-6880 益城町浄化センター ☎ 096-286-1131

14 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者で納付が困難な方(学生を除く)(住宅・家財などに2分の1以上の損失損失があった場合)

【内容】

年金保険料納付の免除

※保険などによる補てんがある場合はその分を控除。

【手続き】

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・り災証明書(コピー可)

【問い合わせ先】

熊本東年金事務所 ☎ 096-367-8144 役場住民生活課 ☎ 096-286-3113

15 学生の国民年金保険料納付特例

国民年金第1号被保険者の学生で納付が困難な方(住宅・家財などに2分の1以上の損失があった場合) ※保険などによる補てんがある場合はその分を控除。

【内容】

年金保険料納付の猶予

【手続き】

・年金手帳 ・印鑑 ・り災証明書(コピー可) ・在学証明書など

【問い合わせ先】

熊本東年金事務所 ☎ 096-367-8144 役場住民生活課 ☎ 096-286-3113

16 介護保険料の徴収猶予

熊本地震で被災され、納付すべき保険料の全部または一部を一時的に納付することができないと認められる場合、納付義務者の申請によって、その納付できないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間に限って徴収猶予を受けることができます。

【対象】

次の各号のいずれかに該当すること

- ①第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が、当該震災により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
- ②第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方が死亡した場合、または心身に重大な障がいを受け、もしくは長期間入院したことによりその方の収入が著しく減少した場合
- ③第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少した場合

【申請】

徴収猶予の申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明できる書類が必要です。

- ①第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の氏名、住所および個人番号
- ②徴収猶予を受けようとする保険料の額および納期限、または年金給付から徴収される特別徴収保険料額
- ③徴収猶予を必要とする理由

【問い合わせ先】

役場いきいき長寿課 ☎ 096-286-3114

17 介護保険料の減免

【対象となる方】

次の1～3をすべてを満たす方

1 次の各号のいずれかに該当すること

- ①第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する方が、当該震災により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
- ②第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方が死亡した場合、または心身に重大な障がいを受け、もしくは長期間入院したことによりその方の収入が著しく減少した場合
- ③第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少した場合

2 熊本地震で被災され、受けた損害の程度がその住宅、家財またはその他の財産の価格の10分の3以上であること

3 世帯の前年中の合計所得が1,000万円以下であること

【申請期限】

- ・普通徴収(納付書または口座振替でのお支払い)の方 …納期限の7日前
- ・特別徴収(年金から控除)の方 …対象年金支給月の前々月の15日前

【必要書類】

1 次に掲げる事項を記載した申請書

- ①第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方の氏名、住所および個人番号
- ②減免を受けようとする保険料の額および納期限、または年金給付から徴収される特別徴収保険料額
- ③減免を必要とする理由

2 減免を受けようとする理由を証明できる書類

【減免期間】

減免の事由が発生した月から1年以内の保険料

【減免額】

※事務処理の都合で、減免決定後に年金から控除される場合がありますが、後日、控除された額のうち減免額分を還付しますのでご了承ください。

損害の程度	前年中の合計所得金額	減免割合
10分の5以上	500万円以下	全部
	500万円を超え750万円以下	2分の1
	750万円を超え1,000万円以下	4分の1
10分の3以上 10分の5未満	500万円以下	2分の1
	500万円を超え750万円以下	4分の1
	750万円を超え1,000万円以下	8分の1

【問い合わせ先】

役場いきいき長寿課 ☎ 096-286-3114

18 介護保険サービス利用料の免除

【対象となる方】

熊本地震で被災され方で、次のいずれかに該当し、申し立てを行った方

- ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした場合
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- ③主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した場合
- ⑤主たる生計維持者失職し、現在収入がない場合

※該当される方は、ご利用の介護サービス事業所へお申し出ください。

※上記の取扱い期間は、当面、平成28年7月末までの介護サービス分とします。

※介護保険施設などにおける食費・居住費については、今までどおり自己負担となります。

【問い合わせ先】

役場いきいき長寿課 ☎ 096-286-3114

19 保育所など保育料の減免

被災された方は、保育料の減免を受けられる場合があります。詳細については、決定次第お知らせします。

【対象となる方】

熊本地震により住家に全壊、半壊の被害を受けられた方

※り災証明(コピー可)が必要です。

【問い合わせ先】

役場こども未来課 ☎ 096-286-3117

20 障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除

被災された方で、障がい福祉関係のサービスについて利用者負担のある方に対し、平成28年7月サービス利用分まで利用者負担の免除を行います。対象となる方は、サービスを利用した施設・事業所へ被災の申告を行ってください。

【対象となる方】

- ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした場合
- ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合
- ③主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した場合
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

対象サービス	問い合わせ先
① 障害福祉サービス	役場福祉課 ☎ 096-286-3115
② 障がい児通所支援	
③ 補装具	
④ 日常生活用具	
⑤ 障がい児入所支援	

21 福祉用具の再給付

障がい者手帳をお持ちの方で、今回の地震により、益城町から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方。

※詳細はご相談ください。

【給付対象品】

障がい者日常生活用具

- ・介護用ベッド
- ・入浴補助器具
- ・たん吸引器
- ・ネブライザー(吸入器)
- ・ストーマ装具 など

補装具

- ・車いす
- ・電動車いす
- ・歩行器 など

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・障がい者手帳
- ・り災証明書(コピー可) ※後日提出も可

※申請内容によっては、その他必要書類があります。

【問い合わせ先】

役場福祉課 ☎ 096-286-3115

22 教科書および学用品の支給

【対象となる方】

住家の全壊、半壊により学用品を喪失または損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒および高等学校などの生徒。

※支給は現物支給となります。

※ NPO 法人などの協力を受ける場合があります。

※被害状況により支給を受けられない場合があります。

【支給対象品目】

ア 教科書及び正規の教材(辞書、図鑑などは対象外)

イ 文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 など)

ウ 通学用品(運動靴、体育着、傘、長靴、カスタネット、ハーモニカ、笛、裁縫用具 など)

【申請手続き】

在籍する学校を経由して、申請書の提出が必要となります。

【問い合わせ先】

益城町教育委員会学校教育課 ☎ 096-286-3307

23 熊本地震に関する相談

今回の熊本地震に関するご相談をお受けしています。

【窓口】

益城町(中央)公民館玄関ロビー

【受付時間】

9:30～12:00、13:00～16:30

【問い合わせ先】

益城町災害対策本部 ☎ 096-286-3111

24 災害ボランティアの派遣

今回の地震により被害を受けた家の中の片付けなど、お手伝いをします。

【依頼方法】

電話かファックスで益城町災害ボランティアセンターへお申し込みください。

【問い合わせ先】

益城町災害ボランティアセンター ☎ 090-8348-2644、090-8348-2559 FAX096-289-6090

※ボランティアの派遣調整に、少々お時間をいただきますので、よろしくお願いします。

※危険を伴う作業など、対応できない内容もございます。

25 町情報の発信(当面の発信媒体)

町の情報などを随時発信しています。

◆益城町災害FM(周波数 89.0 MHz)

町のお知らせや生活情報を毎日放送しています。

【放送時間】 ※()は再放送

① 9:00 (10:00) ② 12:00 (14:00) ③ 15:00 (16:00)

④ 18:00 (19:00 から 1 時間おき)

※町長が毎日メッセージを送っています。

◆益城町ホームページ

随時更新しています。

◆広報ましき災害臨時号

避難所に掲示および配布、一部の公民館などに掲示しています。

◆益城町防災行政無線

緊急を要する情報を一斉放送します。

【問い合わせ先】

役場政策推進課 ☎ 096-286-3210